

令和7年度保健健委第57号 静岡市デジタルデバイスを活用した
保健指導サービス導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

静岡市では、糖尿病発症予防を目的として、国民健康保険の被保険者を対象に、利用者の手間が少なく、効果的なデジタルデバイスを活用した保健指導サービスを導入にあたり、適切な事業者を選定するため、プロポーザル方式による提案を募集します。

2 業務の概要

(1) 業務名 令和7年度保健健委第57号

静岡市デジタルデバイスを活用した保健指導サービス導入業務

(2) 業務内容

①糖尿病発症リスクがあり、生活習慣を改善してみようと思うが行動変容に一步を踏み出せない人に対し、行動変容を促す。

②3か月間、利用者想定70人に対し、デジタルデバイスを活用し、利用者の手間を最小限に抑えながら、保健指導を効果的に実施する。

※直近の特定健康診査の結果については本人の同意があれば提供可能である。

③継続的なモニタリングとフィードバックを通じ、生活習慣の見直しを促進する。

④実施結果（レポートおよび根拠データ）を市に報告する。

(3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 契約上限金額 1人あたり33,000円（消費税及び地方消費税10%を含む）

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えた者は、失格とする。

(5) 支払方法 実施人数（利用者想定70人）に応じた単価支払

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をし

ていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

（４）静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年４月１日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。

４ 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和７年４月７日（月）	静岡市ＨＰで公開します。
質問受付	令和７年４月２１日（月） １７時００分まで	質問書【様式５】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・FAX等での質疑応答は行いません。
質問に対する回答	令和７年４月２５日（金） １７時００分まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。
企画提案書提出（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）	令和７年５月７日（水） １７時００分まで（必着）	郵送又は持参してください。 提出場所：静岡市保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課（静岡市役所 静岡庁舎 新館 12 階）
書類選考（１次選考）	令和７年５月８日（木）	書類選考により５者程度を審査します。応募者が５者に満たない場合は書類選考を行いません。
書類選考（１次選考） 審査結果通知	令和７年５月９日（金）	書類選考で審査した業者には、プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を通知します。
プレゼンテーション （２次選考）	令和７年５月１３日（火）	
最終審査結果の通知	令和７年５月２２日（木） 以降	プレゼンテーション（２次選考）の参加者全てに通知します。
契約候補者とならない者が説明を求めた ときの説明要求期限	令和７年５月２８日（水） １７時００分まで	
説明要求に対する回答	令和７年５月３０日（金） １７時００分まで	

５ 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】(1部)
- (2) 会社概要書【様式2】(1部)
- (3) サービス導入実績報告書【様式3】(1部)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】(1部)
- (5) 商業登記簿謄本(1部) ※コピー可
- (6) 貸借対照表、損益計算書(直近1年度分)(1部) ※コピー可
- (7) 納税証明書(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの)(1部)
 - ・国税:「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - ・市税: 静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
- (8) 企画提案書(紙 or データなど・・・6部)
- (9) 見積書(1部)

6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

- (1) 書式
 - ① 用紙サイズはA4番を基本とし、縦横どちらでも構いません。
 - ② 企画提案書は紙媒体6部(正本1部及び副本5部)及び電子媒体(CD-R)1部を提出してください。
 - ③ 電子媒体に納めるファイル形式は、MicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、PDF形式としてください。
 - ④ 提案書のページ数制限はありませんが、15分で説明できる内容としてください。
 - ⑤ 散逸しないような形で綴ってください。
- (2) 記載項目
 - ①提案するサービスの詳細(使用するデバイス・システム、ユーザーインターフェース等)

2から5について過去実績に関する論文や報告書、内部資料などがあれば添付し、その内容を簡潔に記載してください。

1 業務の実施体制	
(1)	業務を進行できる体制(サービス利用開始時の説明等のサポートやトラブル時の対応等)があるか
2 利用者の導入障壁の少なさ(過去の利用者の感想、声、アンケート結果等)	
(1)	利用者に求められる努力が最小限であるか(例:データ取得、スマートフォンやデバイスの操作が複雑すぎないか)。過去の利用者、アンケート等で、使用感や活用のしやすさに関する結果があれば、合わせて記載してください。

(2)	利用者に求める行動変容が過度な負担になっておらず、受け入れられやすい内容であるか(厳しい指導ではなく)
3 継続利用のしやすさ(過去の実績による継続率等)	
(1)	利用者が途中で離脱しにくい設計になっているか (例:インセンティブの付与やゲーム要素の導入、行動変容のエビデンスに基づく工夫等)
(2)	通知の頻度や内容・方法が適切でありエビデンスに基づいた設計となっているか
(3)	対象者本人だけでなく、同居する家族も利用できる設計になっているか (例:家族と一緒に取り組める内容かどうか)
4 データ収集の利便性と収集したデータの有効活用度	
(1)	体重、血糖値、運動量、食事内容、個人属性(年齢・性別など)といったデータを、継続的に収集できる仕組みが整っているか
(2)	将来的な活用を見据え、収集したデータがCSV形式などで利活用可能な形で管理されているか
(3)	データを利用者自身が可視化できるか(アプリや通知の分かりやすさ)
(4)	対象者個人のデータが家族と分けて同定されるか
(5)	委託者側の職員のサポート工数が増えないか(自動化の度合い)
5 サービス提供効果	
(1)	データに基づく保健指導の効果的な実施方法が記載されているか
(2)	体重減少に対する目標値が設定されているか(本業務における見込み達成水準は平均2kg減)
(3)	5(2)を達成すると判断できる過去実績(他の自治体での導入実績等)が記載されているか
(4)	3か月間のサービスの継続率の目標値が設定されているか
(5)	5(4)を達成すると判断できる過去実績(他の自治体での導入実績等)が記載されているか
(6)	サービス終了後も、継続的な実践が可能となるような工夫がなされているか
6 個人情報保護・セキュリティ	
(1)	住民の健康データが適切に管理されるか(クラウド・サーバーの安全性等)

(2)	個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律等法令及びガイドライン等の内容をもとにサービスが設計されているか
7 事業評価・効果検証	
(1)	提供するサービスの効果検証について十分に計画されているか

②導入・運用のスケジュール・費用見積（初期導入費、運用費、ユーザーあたりのコスト等）

7 書類選考（1次選考）

（1）実施方法等

- ① 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、5者程度を審査します。
- ② 企画提案審査基準（別紙1）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査します。
- ③ 応募者が5者に満たない場合は、書類選考を行いません。

（2）書類選考結果の通知

全ての参加者に選考結果を通知します。

8 プレゼンテーション（2次選考）

（1）実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の見込みは次のとおりです。
 - ア 準備：5分
 - イ 説明：15分
 - ウ 質疑応答：10分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行って下さい。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とします。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。
- ⑤ プロジェクタ、スクリーン等は事務局が用意します。
- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。

（2）評価者

本市が設置する静岡市デジタルデバイスを活用した保健指導サービス導入業務プロポーザル審査会における審査員が評価者となります。

（3）企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙１）に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得たものを本委託業務の候補者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

（４） 要求水準を満たさない場合

以下の場合、候補者の特定をしません。

- ① 審査員の１名でも 40 点を下回る評価をした場合。
- ② 審査員の評価点の合計が 300 点を下回った場合。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- （１） 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- （２） プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- （３） 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- （４） その他この書面に示した条件に適合しない場合。

10 契約手続き等

選定結果の通知後、候補者と速やかに契約内容について調整後、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行う。

11 その他

- （１） 提出していただいた書類等は、返却しません。
- （２） 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とします。
- （３） 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- （４） 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- （５） 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- （６） 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年４月１日条例第４号）第７条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地域を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

12 事務局（問合せ先）

〒 420 - 8602

静岡県静岡市葵区追手町５番１号（静岡市役所 静岡庁舎 新館 12 階）

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課 保健指導係 担当者：櫻井、三宅

電 話 : 054-221-1376

メール : kenkousuishin@city.shizuoka.lg.jp